

役員退職手当規程

平成16年 4月 1日

規程第 5号

改正 平成25年 2月 13日 規程第 1号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 役員が退職した場合（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項及び第3項の規定に基づく解任（同条第2項第1号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。）により退職した場合を除く。）においては、在職期間1月につきその者の退職時における本俸の月額に100分の12.5の割合及び100分の86.35の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（第4条第5項の場合を除く。）を退職手当として支給する。ただし、第4条第1項又は第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別在職期間」という。）1月につき退職の時における当該異なる役職ごとの本俸の月額に100分の12.5の割合及び100分の86.35の割合を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間（役職別在職期間を含む。）の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別在職期間の合計月数が次条第1項又は第5条の規定により引き続き在職したものとみなして計算される在職期間の月数を超えるときは、役職別在職期間のうち端数の少ない月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。職員の給与は、次のとおりとする。

(在職機関計算等の特例)

第4条 役員のうち任命権者の要請に応じ引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を役員としての引続いた在職期間とみなす。

2 前項に規定する国家公務員としての在職期間における第2条第1項ただし書の適用に係る本俸の月額は、国家公務員としての在職期間における役職等を勘案し理事長が別に定める額とする。

3 国家公務員が、国の要請に応じ引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する役員を除く。）において役員を退職した場合の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員の退職の日における本俸の月額は、当該役員が第3項に規定する役

員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続き在職期間等を勘案し理事長が別に定める額とする。
(再任等の取扱)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第6条 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止)

第7条 理事長は、退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、機構の信用を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第8条 退職した役員に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則〔平成23年3月31日規程第4号〕

1 この規程は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 平成16年3月31日現在において労働福祉事業団(以下「事業団」という。)に在職する役員であって、施行日に機構の役員に任命された者の在職期間の算定については、事業団の役員としての在職期間を含むものとする。

3 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に事業団に在職する役員が基準日以降引き続き在職し、さらに施行日に機構の役員に任命され、施行日以降引き続き在職した後退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 平成14年4月1日の前日における本俸の月額に事業団の役員としての任命の日から平成14年4月1日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額

(2) 当該役員が退職した日における本俸の月額に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額

- (3) 退職の日における本俸の月額に基準日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額
- (4) 退職の日における本俸の月額に施行日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（施行日から退職の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸の月額に施行日から退職の日までの役職別在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）
- 4 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。
- 5 附則第3項第1号及び第2号の規定による退職手当の額は、厚生労働大臣の承認を得てその職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

附 則〔平成25年2月13日規程第1号〕

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

第2条 第2条中「100分の86.35」とあるのは、施行の日から平成25年9月30日までの間においては「100分の97.35」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の91.35」とする。